

佐賀県告示第 260 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 28 年 4 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

武雄市

2 都市計画事業の種類及び名称

武雄都市計画下水道事業 武雄市公共下水道

3 事業施行期間

平成 16 年 6 月 14 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 16 年佐賀県告示第 436 号、平成 22 年佐賀県告示 320 号及び平成 27 年佐賀県告示 283 号の事業地のうち、武雄市武雄町大字富岡字五反田、大字永島字杉橋及び字戸井渡並びに大字昭和地内における事業地を変更する。